

ふなばし健康ポイント対象プログラム募集要項

1. 趣旨

船橋市（以下「本市」という。）では市民の健康寿命の延伸を目的に、健康に関心のある人だけでなく、健康に無関心な人や運動習慣のない人も楽しみながら健康づくりに取り組むきっかけとなるよう、ウォーキングや体操等の健康づくりに関する活動に対してポイントが加算され、様々な特典が得られる「ふなばし健康ポイント事業」（以下「本事業」という。）を実施しています。

市民との協働、地域や関係機関等との連携により、本事業の活性化、参加者の健康づくりに関する取組の推進を図るため、市内で実施されるふなばし健康ポイント対象プログラム（以下「対象プログラム」という。）となる事業を募集します。

2. ふなばし健康ポイント対象プログラムについて

ふなばし健康ポイント対象プログラムとは、本事業でポイント付与対象となる事業を指します。対象プログラム開催者においては、参加者が「すこちゃん手帳」を持って対象プログラムに参加した場合、専用のスタンプを押印する等の対応を行っていただきます。

3. 募集概要

(1) 募集対象

対象プログラムは、原則として次の条件をすべて満たす事業が対象です。

- 1) 本市の健康増進計画「ふなばし健やかプラン21（第2次）」の基本理念である「誰もが、健やかに、自分らしく生きがいをもって生活できるまち」の実現、かつ健康寿命の延伸をめざし、市民の健康づくりや健康意識の向上に資する講座、イベント等であること
 - 2) 市内で開催され、かつ、運動、食生活改善、歯・口腔ケア等、市民の健康づくりに関する内容であること
 - 3) 特定のサークル、団体等に所属する会員等のみに参加者が限定されるものではなく、広く市民に周知して、参加者募集をしていること
- ただし、以下の各号のいずれかに該当する者については対象プログラムとなることができません。
- ア 公序良俗に反するもの
 - イ 各種法令等に違反するもの
 - ウ 市の信用又は品位を害するもの
 - エ 政治的活動及び宗教的活動とみなされるもの
 - オ 営利目的の活動とみなされるもの
 - カ その他、本市が対象プログラムとなることが不適當であると認めるもの

(2) 申込方法

対象プログラムの応募希望者は、ふなばし健康ポイント対象プログラム申請書（第1号様式）により、「7. 申込み・お問い合わせ先」へお申込みください。また、事業内容等が分かる資料や当該事業の日程表等がございましたら添付してください。

(3) ポイント付与方法

参加者が持参する「すこちゃん手帳」に本市が指定するスタンプを押印します。なお、スタンプについては、ふなばし健康ポイント既存スタンプ使用申請書（対象プログラム）（第2号様式）により本市に申請することで、ポイント対象のスタンプとして使用することができます。

(4) 募集期間等

対象プログラムの募集は、随時行います。

なお、対象プログラム一覧の掲載については、原則40日前までに対象プログラムとして決定され、原稿の提出をいただいた場合に掲載することができます。

提出期限の詳細についてはホームページにて公表いたします。

(5) 対象プログラムの決定

対象プログラムの決定は、「3（1）募集対象」に基づき本市が行います。

本市は対象プログラムの申請の可否を決定し、その結果について、ふなばし健康ポイント対象プログラム決定通知書（第3号様式）により申請者へ通知します。

4. 対象プログラムの取り下げ

対象プログラム開催者は、やむを得ない事情等により対象プログラムの全部または一部を取り下げる場合は、ふなばし健康ポイント対象プログラム取り下げ届出書（第4号様式）により本市へ届出するものとします。なお、対象プログラムを取り下げた場合は、本市が貸与したスタンプ等については、速やかに本市に返却するものとします。

5. 対象プログラム開催者の責務

対象プログラム開催者の責務は、以下のとおりとします。

- 1) 本事業の制度を理解し、参加者に必要な説明を行うこと
- 2) 対象プログラムの開催に関して、必要な費用を負担すること
- 3) 当該事業が対象プログラムであることを参加者等に周知すること
- 4) 対象プログラム開催日に参加者が持参する「すこちゃん手帳」にスタンプを押印すること。また、希望する参加者に「すこちゃん手帳」を配布すること
- 5) 本事業の対象スタンプについて、本事業の目的外で使用しないこと
- 6) 対象プログラム開催にあたり、参加者の安全確保に配慮すること
- 7) 対象プログラム開催にあたり、知り得た個人情報がある場合は、各種法令等を遵

守し、個人の権利及び利益を侵害することがないように、個人情報を適切に管理すること

6. その他留意事項

- 1) 対象プログラムの事業名、開催日時及び開催場所、問い合わせ先等、登録事項の一部は市のホームページ等に掲載するほか、本事業にて発行する印刷物等に掲載いたします。
- 2) 本市は、対象プログラム開催者に対し、「すこちゃん手帳」の提供や開催当日に必要な「すこちゃんスタンプ」やのぼり旗（本数に制限あり）等の貸し出しを行います。
- 3) 本事業は、予算の範囲内で行うものとし、本市は、事前の通知により本事業の全部又は一部を終了することができるものとします。また、本市は、都合により、特段の承諾なく本事業の全部又は一部を変更することができるものとします。その場合、本市は、軽微な変更を除き、対象プログラム開催者に通知いたします。なお、本市は対象プログラム開催者に対し、本事業の終了及び変更に関し一切の責任を負わないものとします。
- 4) 本市は、対象プログラム開催者に対し、対象プログラムの開催に際して参加者に生じた損害、対象プログラム開催者に生じた損害、対象プログラムの申請の可否により生じた損害、及びその他いかなる損害について、一切の責任を負わないものとします。

7. 申込み・お問い合わせ先

船橋市役所 地域保健課

〒273-8506 船橋市北本町1-16-55

電話番号 047-409-3274